

記入例

(R8.4.1以降に離婚届の旧様式で提出の場合)

別紙

未成年の子がいる場合は、本紙に記載し、離婚届に添付して届出をしてください。

本紙に記載した場合は、離婚届の「未成年の子の氏名」欄及び右下のチェック欄への記入は不要です。

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	
	父（夫）が親権を行う子	
	母（妻）が親権を行う子	
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが□のようにするしをつけてください	夫 ☒ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 ☒ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
届出人署名 (※押印は任意)	夫 印	妻 印

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。	
離婚後の子育ての分担について ☒ 取決めている。 □まだ、決めていない。	離婚届の署名欄だけでなく、必ずこの欄も署名願います
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めている。」にするしをつけてください。	
親子交流について ☒ 取決めている。 □まだ、決めていない。	子育て分担、親子交流、養育費分担それぞれにチェック願います
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めている。」にするしをつけてください。	
経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。	
養育費の分担について ☒ 取決めている。 □まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めている。」にするしをつけてください。	

未成年の子がいる場合

- 子の親権について、父母のどちらかまたは父母双方を選択し、該当する欄に子どもの氏名を記入してください。
- 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている場合には、「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている場合」の欄に子どもの氏名を記入してください。
親権を指定する審判が確定又は調停の成立後に、親権者指定届出の必要があります。審判による場合は審判書謄本及び審判確定証明書、調停による場合は調停調書の謄本を添付し、届出を行ってください。
- 親権者の定めについて真意に基づいて合意した旨に、届出本人がご自身でチェックを入れてください。